

# 木津高等学校 学校生活に関する諸規定

## 1 服装に関する規定

- (1) 生徒の登下校及び校内にあっては制服を着用しなければならない。ただし、やむを得ない事由のある場合は、HR担任を経て、生徒指導部の許可を得て異装届を提出し、この規定と異なった服装をすることができる。
- (2) 制服の変形、加工は禁止する。変形、加工を行った場合、新たに購入しなければならない。

### (3) 制服

#### ア 男子

##### ○冬服装（原則10月～5月）

学校指定のブレザー（エンブレム付き）、スラックス（グレー、裾シングル）、カッターシャツ（白色、Kizuマーク入り）、ネクタイ（レジメンタルクレスト柄）を着用しなければならない。

##### ○夏服装（原則6月～9月）

学校指定のスラックス、長袖又は半袖のカッターシャツを着用しなければならない。カッターシャツはスラックスの中に入れること。ネクタイの着用は任意とする。

※夏用スラックス、半袖カッターシャツの購入は任意とする。

#### イ 女子

##### ○冬服装（原則10月～5月）

学校指定のブレザー（エンブレム付き）、スカート（チェック柄）又はスラックス（グレー、裾シングル）、カッターシャツ（白色、Kizuマーク入り）、リボンタイ又はネクタイ（レジメンタルクレスト柄）を着用しなければならない。生地ベストの着用は任意とする。

##### ○夏服装（原則6月～9月）

学校指定のスカート又はスラックス、長袖又は半袖のカッターシャツを着用しなければならない。カッターシャツはスカート又はスラックスの中に入れること。スカート丈はひざ頭を基準とし、上下のKマークが見えるように着用すること。リボンタイ又はネクタイの着用、生地ベストの着用は任意とする。

スカート又はスラックス、リボンタイ又はネクタイのいずれかを選択すること。

※夏用スカート又はスラックス、半袖カッターシャツ、生地ベストの購入は任意とする。

#### ウ ニットベスト及びセーターについては、年間を通して男子・女子とも学校指

定Kマーク入りのものを着用できる。

エ 衣替えの基準日については6月1日および11月1日を原則として学校長が指定し、それぞれについて移行期間を設ける。

オ エンブレムは学年色のもとする。(赤、緑、青)

カ ボタンは学科別のもとする。(システム園芸科：ゴールド墨入り、情報企画科：シルバー墨入り、普通科：シルバー)

キ 靴下(ソックス)は男女とも白、黒、紺を基調としたものが望ましい。

ク 通学時の履き物は、靴を使用しなければならない。スリッパ、サンダル履き等での通学は禁止する。校舎内では学校指定の上履、体育館では学校指定の体育館シューズを履くものとする。

ケ 校外における学校行事、部活動、ホームルーム行事等には、特別の指示がない限り、学校指定の制服で参加しなければならない。休業日の登下校についても同様とする。実習や体育の服装は教科で指示されたものを着用すること。

コ 服装、持ち物には全て記名し、他者の所持品との区別を明確にしておくこと。

サ 厳冬期は通学時に、無地の黒・紺・グレー・茶のコート類又は華美でないウインドブレーカー等を防寒着として着用することができる。教室での防寒着用は禁止する。

(4) 下記事項の一つに該当し、指導に応じない場合は生徒指導措置規程を適用する場合もある。

ア 頭髪について 髪を染める、あるいは脱色する。パーマ・カール等によるウェーブ。その他学校において不適切と認めたもの。

イ 制服について 本規定に定められた服装をしないもの。その他、変形を施したもの。

ウ 化粧・装飾品について マニキュア・アイシャドウ・口紅・色付リップをつけたり、イヤリング・ピアス・ネックレス・指輪等のアクセサリーをしている。

エ 上下足について 規定外のスリッパ・体育館シューズを履いたり、通学靴等で校舎に立ち入る。

## 2 バイク等の禁止について

(1) 在学中に、自動車・バイク(自動二輪車・原動機付自転車)等の免許を取得してはならない。

(2) バイク等に乗ってはならない。

(3) バイク等を購入してはならない。

(4) バイク等に乗せてもらってはならない。

### 3 アルバイトについて

(1) 生徒の本分は学習にある。成績不良生徒については、特別な理由がない限り認めない。アルバイトをするときは、保護者の了解を得、担任の承認を受けた後アルバイト届を生徒指導部まで届け、面談を受けなければならない。

(2) 次の場合は許可しない。

- ア 事業所が適当でない場合
- イ 接客業（アルコール類を伴う）である場合
- ウ 危険な作業である場合
- エ 宿泊を伴う場合
- オ 重労働の場合
- カ 夜間作業の場合
- キ 成績が不振の場合
- ク その他業務が教育上好ましくない場合